

今月の市民ギャラリー

開館時間◆8:30～17:15

●総社カルチャーセンター 押花会

7月3日(木)から6日(日)まで。初日は午前9時から、最終日は午後3時まで。押花絵額作品約70点を展示
 〇 清流押花会 高田さん (☎③1534)

●備中路の小さなアトリエ展

7月9日(水)から13日(日)まで。初日は午前9時から、最終日は午後4時まで。油彩作品約50点を展示
 〇 備中路の小さなアトリエ 坪井さん (☎③0926)

●写真と陶芸の合同展

7月16日(水)から20日(日)まで。最終日は午後4時まで。勤労青少年ホームの講座生の写真約40点と陶芸作品約100点を展示
 〇 フォトクラブ神が辻 小林さん (☎③4868)

●名誉市民橋本龍太郎 元総理 顕彰回顧展

7月23日(水)から27日(日)まで。最終日は午後3時まで。橋本龍太郎さんの遺徳をしのぶ品を展示 [11ページに記事]
 〇 秘書室 (☎②8215)

新しい交通ルール

運転者は、助手席以外の座席の同乗者にも、シートベルトを着用させなければなりません



くらし

国民年金保険料の免除と猶予

●保険料免除制度

所得が少なく国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

免除の種類

保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付」。一部納付には4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類があります。

■免除後の平成20年度保険料と老後の年金額

保険料の免除の割合	納める月額の保険料	老後の年金額
全額納付	14,410円	満額を受給
全額を免除	0円	1分の1を受給
4分の3免除	4分の1納付 3,600円	2分の1を受給
2分の1免除	2分の1納付 7,210円	3分の2を受給
4分の1免除	4分の3納付 10,810円	6分の5を受給

※老後の年金額は、追納がない場合です

類があります。免除後の平成20年度分の保険料と追納がない場合の老後の年金(老齢基礎年金)額 左の図とおり
 注意事項 全額免除の承認を受けた期間や一部納

付をした期間は、年金を受給するための受給資格期間には含まれますが、保険料を全額納めたときと比べて、老齢年金受給額が減額されます。
 また、一部納付が認められても、一部納付額の保険料を納め忘れると「未納期間」になります。免除を受けた期間は10年以内であれば後から納める「追納」をすることができ、老後の年金を満額に近づけることができます。ただし、承認された年度から2年を経過したのものについては、納める保険料が加算されます
 ●若年者納付猶予制度
 申請して承認されると、国民年金保険料の納付を後払いにすることができ、制度です。

対象 所得の低い20歳以上30歳未満の人
 注意事項 若年者納付猶予期間については年金額に反映されませんので、将来受け取る年金を増額するためにも、追納をおすすめします
 ●手続き
 全額免除や一部納付、納付猶予の承認期間は、7月から翌年の6月までです。原則として毎年申請が必要です。
 全額免除、納付猶予の場合、申請時に「継続申請」を希望し、承認されると、翌年からは本人の申請手続きが不要になり、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います(一部例外あり)。
 引き続き一部納付を希望

市プールの一般開放

期間 7月20日(日)から8月25日(月)まで。午前9時30分から11時40分までと、午後1時から4時まで(変更あり)
 料金 午前または午後1回につき、小学生以下50円、中学生・高校生100円、大人150円
 その他 水泳大会開催のため、7月24日(木)と前日の午後の一般開放は休みます

えせ同和行為の排除

「同和」の名をかたり、不当な利益や義務のないことを要求する行為や、高額の同和関係図書の購入を要求する事例が多発しています。こうした「えせ同和行為」に対しては、きっぱりと断りましょう。また、これに関する情報がありましたら、岡山地方方法務局人権擁護課や岡山県人権・同和

高齢者バス・タクシ

1券の申請
 高齢者へのバス・タクシー券の交付を、随時行っています。誕生日を迎えるなどし、対象となった人で、交付を希望する人は、福祉課、または地区の民生委員にお問い合わせください。
 対象 市内に住所があり、総社市に1年以上住んでいる人で、次の条件に該当する人
 ●タクシ

バス・タクシ

- ▼77歳以上のひとり暮らしの高齢者の人
- ▼77歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ▼77歳以上の高齢者で、同居している人全員が、①から③のいずれかに該当する人
- バス・タクシ
- ▼70歳以上のひとり暮らしの高齢者の人
- ▼70歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ▼70歳以上の高齢者で、同居している人全員が、①から③のいずれかに該当する人

就学義務猶予免除者

申請先・問い合わせ
 福祉課長寿・障がい係 (☎②8269)

病気などやむを得ない事由により中学校の卒業資格をもたない人に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定する中学校卒業程度認定試験が行われます。合格した人には高等学校の入学資格が与えられます。
 試験日 11月4日(火)
 試験科目 国語、社会、数学、理科、英語
 願書受付期間 8月22日

生活用品交換銀行

ゆずります
 洗面台(鏡なし)、木製ガラス戸、瞬間給湯器、二段ベッド、結納用品、ダブルベッド、オムロン体重計、学習机、ウエディングドレス(白)、イブニングドレス(黄)、幼児用三輪車(青)、木製サウナ、キッチンカウンター、レンジ台、犬小屋(大)、あんま機
 もとめます 総社保育所 制服・カバン、卓球台、チャイルドシート、油絵道具一式
 その他 当事者同士での話し合いとなります。ただし、電気用品安売法により、電気用品については無料
 申込先・問い合わせ 人権・まちづくり推進課まちづくり支援係 (☎②8242)

税金関係

平成19年中の所得が減って所得税が課税されなくなった人
 ↓
 申告書の提出で住民税を減額



税源移譲後の税負担が税源移譲前と変わらないようにする措置が行われます。
 対象となる人は、「平成19年度分市町村住民税・道府県民税減額申告書」を提出することで、平成19年度分の住民税が、税源移譲前の税率で計算した額まで減額されます。
 対象者 平成18年分の所得税は課税されていたが、平成19年分の所得税が所得の減少などにより課税されなくなった場合で、所得税の税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税の税率の変更による税負担の増加のみを受けている人
 提出先 平成19年1月1日に住んでいた市町村
 提出期間 7月1日(火)から31日(木)まで
 問い合わせ 課税課市民税係 (☎②8234)